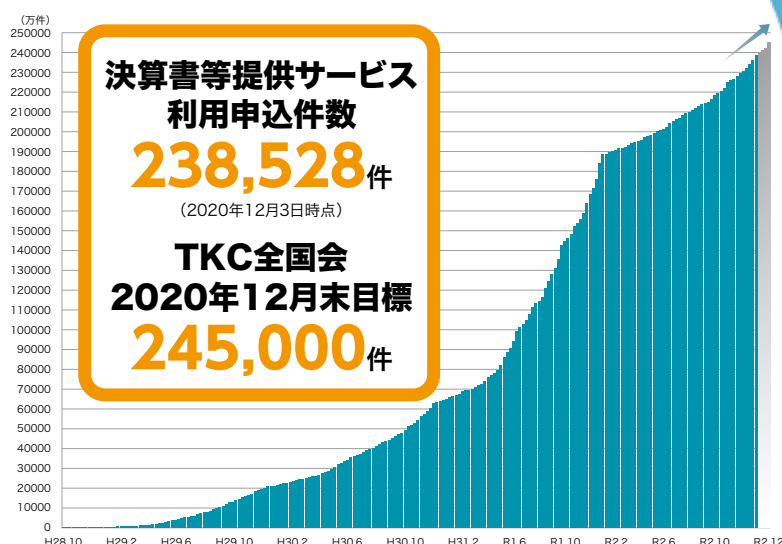


TKCモニタリング情報サービス通信

Vol.34

地域に根ざした信用金庫と税理士が連携して 中小企業支援を進めよう



- 官民を挙げた取組みで強く豊かな国を実現 3
 日本商工会議所理事 荒井恒一
- 地域に根ざした信用金庫と税理士が連携して中小企業支援を ... 4
 全国信用金庫協会会長・浜松いわた信用金庫理事長 御室健一郎
 TKC全国会会長 坂本孝司
- 神戸大学経済経営研究所等主催シンポジウム10
 パネルディスカッション「ポストコロナ時代の円滑な事業承継実現に
 向けての地域金融の役割」
- コロナの影響を受けた関与先への会員事務所の支援策14
 TKC全国会中小企業支援委員長 増山英和
- TKCモニタリング情報サービス活用事例16
 有限会社やさい工場・税理士法人パートナーズ関西

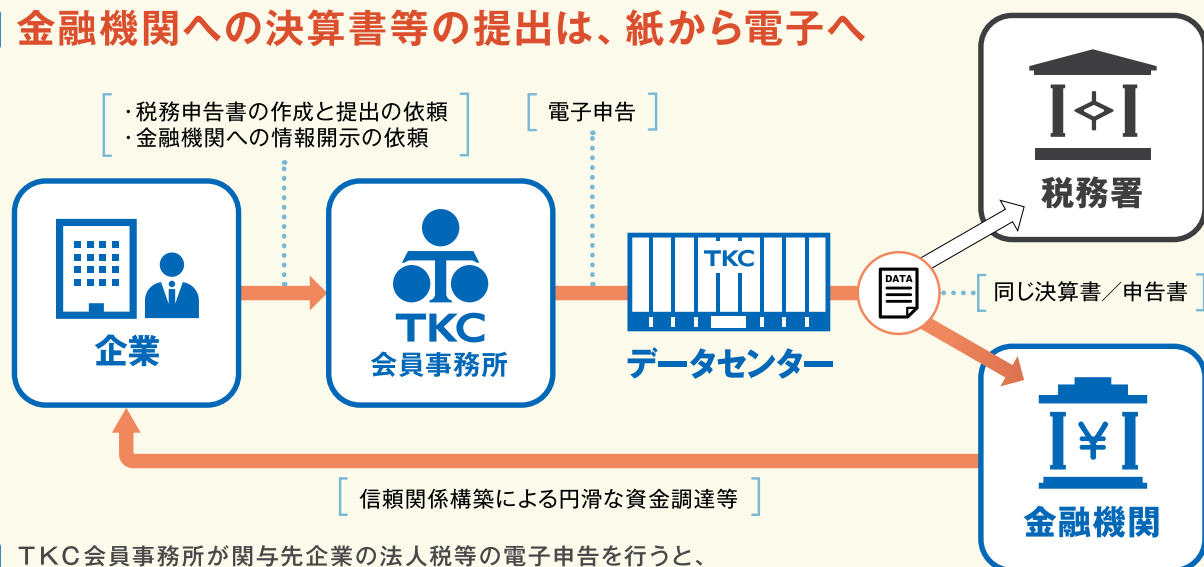
TKCモニタリング情報サービスとは

TKCモニタリング情報サービスを利用いただくことにより、金融機関は**税務署に提出された融資先の決算書・申告書を最も速く収集**できます。



企業と金融機関の信頼関係を構築する情報開示のプラットフォーム
TKCモニタリング情報サービス

金融機関への決算書等の提出は、紙から電子へ



TKC会員事務所が関与先企業の法人税等の電子申告を行うと、税務署に提出した内容と同じ決算書・申告書等が、自動的に金融機関へ開示されます。

©TKC2019

特許取得済 第6375425号、第6419378号

TKCモニタリング情報サービスの内容

◎決算書等提供サービス

関与先からの依頼に基づいて、法人税の電子申告後に、融資審査・格付けのために金融機関へ決算書や申告書等のデータを提供するサービスです。

◎月次試算表提供サービス

関与先からの依頼に基づいて、TKC会員による月次巡回監査の終了後に、金融機関へモニタリング用の月次試算表等のデータを提供するサービスです。

TKCモニタリング情報サービスは特許を取得しています

◎【特許第6419378号】取得日：平成30年10月19日

企業、金融機関、会計事務所の各PCがネットワークで接続された会計情報モニタリングシステム

◎【特許第6375425号】取得日：平成30年7月27日

企業、金融機関、会計事務所の各PCがネットワークで接続された会計情報モニタリングシステムの認証方法

官民を挙げた取組みで強く豊かな国を実現

コロナ禍は、デジタル化の遅れ、サプライチェーンの脆弱性、東京一極集中などが国の弱点を露呈させた。また、これまで半ば当然のように考えられてきた安定的な医療提供体制が、実は経済活動にとって大きなインフラであるということも認識するに至った。

これに対し、世の中では、リモートワークや遠隔授業、オンライン医療等の取組み、リモートワークや二地域居住をはじめ地方への関心の高まりによる分散型社会の実現に向けた動きが活発化して



日本商工会議所理事
荒井恒一

いる。政府においても、社会経済のデジタル化を進めるための規制改革やデジタル庁の設置、地方への人の流れの創出を促す施策の検討が進んでいる。また何より医療現場を懸命に守っていただいている関係者の皆様の努力に敬意を表する次第である。

新型コロナウイルスへの対応の中で我々が学んだことは、国民や事業者を救うには、国が強く豊かでなければならぬということである。感染収束へ向けた道筋はいまだ明確になつておらず、また、人類がコ

ロナを克服しても、いずれ新たな感染症によるパンデミックに直面する可能性が指摘されている。そうした際に、社会経済への影響を最小限に留めるだけの国力を保持しておくことが必要であり、そのためには、一定の成長力を確保して国の豊かさを維持しておくことが重要になる。

わが国の潜在成長率は20年近くにわたり、1%未満で推移してきている。成長に関しては、女性や高齢者の労働参加を促すことで、労働力量の増大を図ってきたものの、今後の生産年齢人口

の減少に鑑みれば、さらなる量的拡大には自ずと限界がある。そのため、国全体の成長のためには、いかに生産性の向上を図るかが大きな課題となるが、その解決のカギはデジタル化の推進にある。中小企業におけるデジタル化の必要性については、長年指摘されてきたものの、依然として、経営者の気づき、コスト、人材が大きな課題となっている。特に人材面に関しては、単にハード

やソフトの導入を促すのではなく、個々の企業が直面する経営課題を踏まえ、その解決につなげるためのデジタル化をサポートできる、言わば中小企業目線に立った人材が求められている。日頃から中小企業の身近な相談相手である税理士の皆様にも税務や会計をはじめ経営助言などを通じて中小企業のデジタル化をサポートいただきたい。

他方、生産性向上のためには、付加価値を増大させる、すなわち、いかにして収益力を高めていくかという点も重要となる。コロナ禍以前から、社会経済の

環境変化に機敏に対応し、世の中のニーズを捉えた商品やサービスを生み出せるかが事業発展の要諦であり、新商品・サービス開発や販路開拓、輸出促進などへのチャレンジが求められてきた。こうした動きに拍車をかけるのが新型コロナウイルスであり、需要の蒸発など極めて厳しい経営環境に直面する中で、「新たな日常」への対応のほか、ポストコロナを見据えた事業展開を進めていくことが不可欠となっている。

こうした付加価値の向上を図っていくにあたり、商工会議所では、政府とともに「パートナーシップ構築宣言」を推進している。これは、サプライチェーン全体の共存共栄や規模・系列を超えた新たな連携などを企業の代表者の名前で宣言するもので、これにより取引適正化のみならず、オープンイノベーションなどの取組みを通じて付加価値向上を目指していく新たな大企業と中小企業の関係構築を図るものである。現在、株式会社TKCをはじめ大企業、中小企業あわせて600社を超える企業に宣言いただいております、引き続き、より多くの企業の参画を期待したい。

足元では新型コロナウイルスの感染者数が増大しており、今後の動向が懸念されている。第3次補正予算編成の検討がなされているが、経済が回復するまでは緊急対応を継続することが必要である。同時に、ポストコロナを見据えたビジネス変革を加速させていくことが重要であり、その主役は民間である。強く豊かな国の実現に向けて、官民を挙げた取組みが問われているのである。

地域に根ざした信用金庫と税理士が連携して 中小企業支援を進めよう

金融機関の中でも中小企業・地域のための協同組織による非営利法人という特徴をもつ信用金庫。その利益代表機関である全国信用金庫協会（全信協）会長の御室健一郎浜松いわた信用金庫理事長と坂本孝司全国会会長との対談では、共に地域に根ざし、認定支援機関である信用金庫と税理士が連携を深めて中小企業の経営改善支援を行うことが今後の地域活性化に不可欠であることが確認された。

◎司会 本誌副編集長 内蘭寛仁

■とき…令和2年11月4日(水)

■ところ…浜松いわた信用金庫本部

地域中小企業を本気で支えていきたい——
信用金庫と税理士の志は同じ

——御室理事長は今年6月に全国254
金庫（2020年10月末時点）で組織す
る全国信用金庫協会の会長に就任されま

した。あらためておめでとうございます。

御室 ありがとうございます。

坂本 御室会長は浜松いわた信用金庫
の理事長でいらっしゃいますが、私も同
じ浜松で開業していますから全国信用金
庫協会の会長がこの地のご出身であるこ

とを誇らしく感じているんです。

御室 坂本会長と初めてお会いしたの
はもう何十年も前になりますか。中小企
業のために熱意をもって活動されてきた
姿を知っていますから、数年前にTKC
全国会の会長に就任されたとお聞きした
ときは私も同じ気持ちでした。

坂本 税理士のお客様と信用金庫のお
客様の層は基本的に重なっていますので、
両者が連携を深めて支援することでの
成長により貢献できます。しかもどちらも
中小企業の経営支援の役割を担う認定経
営革新等支援機関（認定支援機関）です。
そういう思いがありましたからこれまで
も全国信用金庫協会会長との対談を試み
ましたがご縁がなく実現に至りませんで
した。今回、満を持して御室会長との対



御室健一郎

全国信用金庫協会会長
浜松いわた信用金庫理事長

対談



巻頭

坂本孝司
TKC全国会会長

談が実現し、心からうれしく思います。

御室 それは光栄です。税理士の皆様と私たち信用金庫は共に地域に根ざして中小企業を本気で支えていくという志を同じくする関係だと思っています。共同歩調で支援して中小企業、ひいては地域社会を元気にしていきたい。今日はよろしくお願いします。

顧客の経営実態を理解してライフステージに応じた資金供給を積極的に行う

——御室会長は全国信用金庫協会会長として、「中小企業のライフステージに応じた資金供給や経営支援を積極的に行っていく（協会ホームページ全信協会長

挨拶より）」と述べられています。具体的にどのように取り組んでいらっしゃるのかお聞かせいただけますか。

御室 まず、私たち信用金庫の最大の目的は、中小企業を始めとするお客様の成長・発展を支え、それを通じて地域の成長を支援することです。そのために最も重要なのは、私たちがお客様のことをよく理解してお客様に寄り添い、一体となってサポートしていくことです。

その観点から、中小企業のライフステージ（創業、成長期、安定期、再生期、事業承継、廃業等）についても各ステージに応じてさまざまな取り組みを行っています。例えば、創業に関しては創業向けの融資商品だけでなく、行政や政府系

金融機関と連携し、創業の相談段階から創業計画の策定、開業後のフォローアップまで一体で支援しています。また信用金庫が所有している不動産を活用してインキュベーション施設（起業・創業のために活動する入居者を支援する施設）を設置したサポートも行っています。

成長期・安定期では、多くの信用金庫が販路開拓支援に取り組んでいます。信用金庫業界は金庫同士の結びつきが強いので、合同でビジネスフェアや商談会、ビジネスマッチングを開催しています。また中小企業で大きな課題となっている人材確保については、人材紹介会社と連携して支援する信用金庫も増えてきていますし、自ら人材紹介業に参入する信用金庫も出てきています。

そしていま最も重要なのが事業承継の局面です。事業承継には十分な時間と準備が必要になるため、経営者の方々に早い段階からの検討を促すとともに、その検討にあたっては経営者の意向を十分に踏まえて事業承継計画の策定をサポートするなど積極的に関与しています。M&A等が必要な場合には相手先の情報が必要になりますので、業界の中央団体である信金中央金庫や専門機関とも連携

して支援を行っているところです。

そもそも私も信用金庫について少しお話しさせていただくと、1951年の信用金庫法公布・施行により「中小企業と地域住民のための協同組織による金融機関」として誕生しています。

金融サービスは同じでも経営理念の違いで組織のあり方は異なります。例えば銀行は株式会社であり株主の利益が優先され、大企業との取引が可能である一方、いま申し上げたように信用金庫は地域の繁栄を図る相互扶助を目的とした協同組織金融機関ですから主な取引先は地域の中小企業や地域住民となります。

坂本 協同組織としてお客様と心を通わせながらサポートして、最終的に地域社会を守っていく。信用金庫の重要なミ



ッションですね。

御室 利益第一主義ではなく、優先されるのは地域社会の利益です。営業地域も一定の地域に限定されているため、お預かりした資金はその地域の発展に活かされているという特徴もあります。

税理士等と連携して中小企業の経営改善・事業継続を徹底的に支えたい

——信用金庫業界としてコロナ状況下の中小企業支援にどう取り組まれますか。

御室 これまでは主にコロナの影響を受けている事業者の資金繰り支援に奔走し、地域企業の存続と雇用の維持のため地域への円滑な資金供給をまず第一に考え、融資を実行してきました。

資金供給が一段落した後は、お客様の本業支援に徹底して取り組み、事業の継続を支える局面を迎えることになりました。また、売上減の長期化やさらなる借入増加で過剰債務に陥る中小企業が増えることも予想できます。それらをどう支援していくか、むしろこれからが正念場といえます。地域を支える金融機関としていまこそ信用金庫が本領を発揮すべき時であるとの強い思いでいます。

坂本 企業の本業支援、特に経営改善支援が今後重要なテーマになってくることとがひしひしと伝わるお言葉ですね。

経営改善支援という点では、信用金庫の皆様も我々税理士もその多くは同じ認定支援機関です。TKC会員は以前から認定支援機関として、「会計で会社を強くする」をモットーに中小企業の財務経営力と資金調達力の強化に取り組んできました。また、その認定支援機関としての役割を最大限に発揮して、平成25年に始まった経営改善計画策定支援（405）事業は約6500件を、平成29年から始まった早期経営改善計画策定支援（プレ405）事業は約8000件の実績を挙げています。

ウィズコロナでは、企業の経営改善や経営革新支援を信用金庫など地域金融機関と我々税理士が共に行っていくことが欠かせないと考えています。国もそのことを期待しており、コロナ緊急経済対策の一環である令和2年度補正予算において認定支援機関による経営改善計画策定支援事業に80億円の予算が措置されました。また今年8月末に金融庁から公表された『令和2事務年度 金融行政方針』の中の「経営改善・事業再生支援等」には、



地域の関係者（金融機関、税理士等）が連携して円滑に事業者支援を進めて経営改善に取り組むべきとの文言が記載されました。このことを我々は認定支援機関として重く受け止め全力を尽くしていくつもりです。

御室 税理士の皆様と信用金庫が連携し、認定支援機関として一歩踏み込んだ支援をするのは企業にとって非常に有効だと思います。

ウィズコロナにおける中小企業の課題やニーズはさまざまであり、金融機関単独では当然解決できないこともあります。税理士の皆様を始めとする外部の専門家や大学の研究者などと連携して、中小企

業に最適なソリューションを提供できる態勢をより一層強化し、中小企業の経営改善、事業継続を徹底的に支えていきたいと考えています。

その意味で信用金庫は、いわば地域での触媒機能、コーディネート機能を発揮していくことが求められています。自分達だけでは出来ないこともいわばその道のプロを必要に応じてお連れし経営改善や生産性向上の支援などに取り組む。そういう地域の中小企業にしっかりと役に立つ取り組みを目指しています。信用金庫としての役割を理解し、「地域戦略」としてそれをしっかりと行動に移したいと思っています。

浜松は「やまいか精神」が根付く土地 「FUSE」を立ち上げて地元起業家を応援

——浜松いわた信金理事長のお立場からコロナ状況下の地域経済、地元企業への影響とそれに対する取り組みについてお話しいただけますか。

御室 静岡県西部の中小企業の業況判断指数は全産業ベースでマイナス63・7となりました。前回調査の2020年6月はマイナス71・4でしたから7・7ポ

イント改善しました。製造業を中心としてコロナ禍の影響で4月から6月に生産が落ち込みましたが7月以降に回復の兆しがみられて景況感も急落からやや回復している状態です。

とはいえコロナ禍の収束は不透明で景況感は予断を許しません。コロナ前は多くの人で賑わっていた中心市街地においても人通りは明らかに少なくなり、街並みは飲食業を始めとする小売業の業態変更や撤退が増加し、地域経済に与えているインパクトの大きさを痛感しています。

2020年度はコロナ禍の事業者支援の最優先事項として資金繰り支援に重点的に取り組み、10月末現在で1000億円を超える融資を実行しました。既存融資の条件変更にも真摯な取り組みを実施してきました。

——今後どのように地元企業を支援していくとお考えでしょうか。

御室 地元の起業支援や、事業承継支援は私どもの使命です。この使命を全うするための取り組みとして、まず、事業を立ち上げようとする全ての方の活動拠点として「FUSE（フーズ）」を本年7月に開設しました。コロナ禍によって当初想定した十分な活動ができていない

部分もありますが、起業前の「起業家予備軍」の段階から積極的にサポートしつつ、起業を目指す方とそれを支援する方との結節点となることで起業者の増加、事業スピードの加速を促したい。このような時期だからこそ、優れた起業家を数多く輩出してきたこの地域特有の「やрмаいか精神（失敗を恐れずに挑戦することの意）」にあふれた日本一の起業家都市を目指してまいります。

一方で、後継者難などで事業継続が難しい経営者に対する事業承継やM&Aに關しても、従事する職員の増員、職員の外部出向等による経験・ノウハウの習得を進めるなど体制強化に努めています。事業者のライフステージに応じたきめ細かい支援に力を注いでいます。

当金庫も企業の資金繰り支援から本業支援へと軸足を移していきませんが、本業支援にはより高度な提案力とそれを実践する組織力が不可欠です。

そのために、経営支援体制をより充実させていくべく、10月から経営支援等の専担者を本部だけでなく各営業店にも配置する取り組みを開始しました。本部、営業店合わせてこれまでの約10倍となる100名程度の支援体制構築を目指して

います。経営改善支援ができる職員を徹底的に育てて事業者のお役に立っていく。来年2021年の本格始動を目指し、現在では人材育成のための実践的な研修を実施しています。こうした取り組みを通じて本気で地域を支える覚悟です。

坂本 浜松いわた信用金庫様は以前から経営改善支援にことのほか熱心でしたが、さらに体制を充実させていくのですね。地元静岡会TKC会員も支店長の方と一緒にバンクミートイングなどを開催しながら地道に取り組んできました。

御室 中小企業の身近な経営パートナーとしてあらゆる支援を行っていききたいのです。大切なのはただ単にお客様の役に立つ、良い関係になるのではなく、真にお客様に貢献できるように成果を出していくことです。その意味であくまで主体は中小企業を始めとした事業者であって金融機関ではありません。したがって金庫内部の取り組みに対する評価はどれだけ貸出金を伸ばしたかではなく、貸出先である中小企業がどれだけ売り上げを伸ばしたか、付加価値を高めたか、地域の雇用がどれだけ伸びたかも指標にしています。そういうところにこだわっていくつもりです。

MISで正しい財務情報が迅速に入手できるからこそ有益な経営改善支援が行える

——全国455の金融機関で「TKCモニタリング情報サービス（MIS）」をご利用いただいています。浜松いわた信用金庫様は全国の信用金庫の中でトップの利用実績です。

坂本 積極的なご利用にお礼申し上げます。

御室 お礼を申し上げたいのはこちらのほうです（笑）。MISはTKC会員の皆様による信頼性の高い月次試算表・決算書等を電子データで提供いただけるため、融資先企業の正確な経営状況を迅速に把握でき、お客様の現況や資金繰りを含めたソリューション提案等の相談にスピーディーにお応えすることが可能になっています。提供いただいた財務情報を当庫内で独自に分析し、お客様にさらに役立つための経営戦略にも活かされます。本来のリレーションシップ・バンキングを実践していくうえで、顧客との長期的な取引関係を通じた情報蓄積や、地域の税理士の皆様など外部専門家等とのネットワークを活用したコンサルティング機能の発揮の必要性が一層高まっています。



すが、MISはこうした要請に應えるために必要なインフラとして高く評価しています。

当金庫で進めている「経営サポート体制強化」「伴走支援」の実践の観点からも、MISを利用される中小企業が増えることを期待しています。

TKC会員の皆様におかれても、MISで月次試算表を提供いただける割合がより高まるように、その利用促進にご尽力いただければありがたいです。当金庫もMISの利用促進と月次試算表提供のお願いに関する要望書をTKC静岡会に對して提出しています。

坂本 MISによる月次試算表の提供は今後、経営改善支援が本格化する時に大変有効です。またお客様にとっても月次試算表をMISで提供することで経営リテラシーが高まり、数字をごまかしません。たとえ赤字であっても正直に正しい数字をしっかりと出していく。だからこそ経営改善につながるのですね。

御室 そう。赤字ならそれはそれでいいのです。大切なのはその数字の裏側に何かがあるのか、その理由を探って改善していくことです。有益な経営改善支援のためにも正確な財務情報が必要なのです。

——最後に税理士、TKC会員事務所へのメッセージをお願いします。

御室 日常的に中小企業と接点を持ちながら、その実情や課題を把握、理解される活動にも努めておられる税理士の皆様には、私たち金融機関同様に身近な相談相手、さらには経営のパートナーとして、事業者の皆様からの期待が一層高まっています。

お話ししてきたように、信用金庫は、経営サポート体制の一層の強化に向けて、ハンズオンの伴走支援の取り組みをスタートさせていますが、コロナ禍が長期化するなか、支援の最前線にいらっしゃる

税理士の皆様を始めとする専門家、認定支援機関の皆様の役割、責任はますます大きくなっていると感じています。

このコロナ禍において事業者の経営状況、特に資金繰りや収支状況をリアルタイム、かつ正確に把握する重要性が高まっています。その点、TKC会員事務所の皆様は、月次試算表の作成とそれを活用したアドバイスを積極的に実施されていると認識しています。私ども信用金庫は皆様の力をお借りしつつ、対話、連携をさらに深めながらコロナ禍を乗り越えていきたいと思っています。

事業者の皆様は経営力向上、さらには地域全体の持続的な発展、繁栄を確かなものにして、それによってイノベーションを実現するため、共に尽力していきたいと考えています。

(構成／TKC出版 内藺寛仁・清水公一朗)

御室健一郎◎みむろ・けんいちろう

一般社団法人全国信用金庫協会会長。浜松いわた信用金庫理事長。1945年生まれ、静岡県出身。1968年浜松信用金庫(当時)入庫。2005年理事長。磐田信用金庫との合併に伴い、2019年1月から浜松いわた信用金庫理事長。2009年一般社団法人全国信用金庫協会副会長、2020年6月から同協会会長。

『地域金融機関による事業承継支援と信用保証制度』刊行記念シンポジウムが開催される

神戸大学

経済経営研

究所および

兵庫県信用

保証協会等

が主催する、家森信善著『地域

金融機関による事業承継支援と

信用保証制度』刊行記念シンポ

ジウム「地域金融機関と信用保

証協会の事業承継支援―現状と

ポストコロナ時代の課題―」が

Z o m ウェビナーによるオン

ラインで開催され、400名を

超える参加者が視聴した。

開会にあたり、主催者の神谷

和也神戸大学経済経営研究所長

と杉本明文兵庫県信用保証協会

理事長から挨拶があり、続けて

総合司会の相澤朋子日本大学商

学部専任講師の進行でシンポジ

ウムがスタートした。



家森信善教授

第1部は、家森教授による講

演「兵庫県信用保証協会調査か

ら見た事業承継支援の現状と課

題」に続き、遠藤俊英前金融庁長

官が「地域金融行政と地域金融

機関の事業承継支援の課

題」を、最後に貴田仁郎

中小企業庁金融課長が

「中小企業金融行政と事

業承継支援の課題」をテ

ーマにそれぞれ講演した。

第2部では、家森教授

が司会を務め、坂本孝司

T K C 全国会会長・井上

能秀氏（兵庫県信用保証

協会監査室長）・遠藤俊英

氏（前金融庁長官）・作田

誠司氏（尼崎信用金庫理

事長）・村本孜氏（成城

大学名誉教授・神戸大学

経済経営研究所リサーチ

『地域金融機関による事業承継支援と信用保証制度』刊行記念シンポジウム

地域金融機関と信用保証協会の事業承継支援
- 現状とポストコロナ時代の課題 -

2020 **10.19** 月
13:15 ~ 17:00 (受付開始 12:50 ~)

Zoom ウェビナーによるオンライン開催

参加費 無料 **定員 先着500名**
定員に達し次第 締切

Program

13:15 ■ 主催者挨拶
神谷 和也 (神戸大学経済経営研究所長)
杉本 明文 (兵庫県信用保証協会理事長)

13:30 ■ 「兵庫県信用保証協会調査から見た事業承継支援の現状と課題」
講演① 家森 信善 (神戸大学経済経営研究所教授)

14:00 ■ 「地域金融行政と地域金融機関の事業承継支援の課題」
講演② 遠藤 俊英 (前金融庁長官)

14:20 ■ 「中小企業金融行政と事業承継支援の課題」
講演③ 貴田 仁郎 (中小企業庁金融課長)

14:40 ~ 15:00 休憩

15:00 ■ パネルディスカッション 司会 家森 信善
「ポストコロナ時代の円滑な事業承継実現に向けての地域金融の役割」
パネリスト (5名+8席)
● 井上 能秀 (兵庫県信用保証協会監査室長)
● 遠藤 俊英 (前金融庁長官)
● 坂本 孝司 (東京工業大学教授 税理士・米国公認会計士 TKC 全国会会長)
● 作田 誠司 (尼崎信用金庫理事)
● 村本 孜 (成城大学名誉教授 神戸大学経済経営研究所リサーチアドバイザー)

16:40 ■ 閉会の挨拶 家森 信善
総合司会 相澤 朋子 (日本大学商学部専任講師、神戸大学経済経営研究所非常勤講師)

参加をご希望の方は、以下に記載のWEB申込みフォームによりお申し込みください。
【WEB申込みフォーム】は神戸大学経済経営研究所のホームページトップにある
お知らせからもリンクしています。 [神戸大学経済経営研究所](https://www.rieb.kobe-u.ac.jp/php/sympo201019/) [Q 検索](#)

WEB申込みフォーム ▶ <https://www.rieb.kobe-u.ac.jp/php/sympo201019/>

お申し込み 窓口
神戸大学経済経営研究所 (公開シンポジウム) 担当
Eメール sympo@rieb.kobe-u.ac.jp
お電話でのお申し込み、お問い合わせはご遠慮ください。

主催：神戸大学経済経営研究所
兵庫県信用保証協会
神戸大学社会システムイノベーションセンター
が学科学研究費助成金

共催：一般財団法人アジア太平洋研究所 (APRI)

後援：足利財政局

フェロー) がパネリストとして
登壇し、パネルディスカッショ
ン(次頁)を開催した。
パネルディスカッションでは、
ポストコロナ時代の円滑な事業

承継実現に向けて、それぞれの
立場から活発な意見が交換され
た。
最後に、家森教授が挨拶し、
シンポジウムは終了した。
※なお、当日の詳細な講演・パ
ネルディスカッションの模様
については、神戸大学経済経
営研究所の研究叢書(金融シ
リーズ)として刊行される予
定である。

パネルディスカッション

ポストコロナ時代の円滑な事業承継実現に向けての地域金融の役割

●パネリスト (五十音順)

- 井上能秀 (兵庫県信用保証協会監査室長)
 遠藤俊英 (前金融庁長官)
 坂本孝司 (TKC全国会会長)
 作田誠司 (尼崎信用金庫理事長)
 村本 孜 (成城大学名誉教授 神戸大学経済経営研究所リサーチフェロー)

●司会

- 家森信善 (神戸大学経済経営研究所副所長 教授)

クルを考えると、創業から事業承継、あるいは廃業までを状況に応じて、信用保証や信用補完制度が支えていくことは重要です。そのような意味でも事業承継を含めて中小企業をシームレスに支援していくことが重要ではないでしょうか。

家森 金融機関のお立場からはいかがでしょう。

中小企業のライフサイクルにおいて事業承継は重要な役割を担う

家森 このパネルディスカッションではコロナショックの影響も視野に入れ、今後の事業承継支援のあり方について議論したいと思います。はじめに事業承継支援の重要性について村本先生にお話を伺います。

村本 中小企業のライフサイクルにおいては、地域経済や雇用への影響も大変大きく対策が急務との認識から、いずれ重要な課題になるとの確信があります。お客さまだけではなく当金庫の職員の間でも意識付けもろろ行っているところ、上級管理職から渉外係まで広範囲の研修を行い、内外共に機運を高めるように取り組んできました。事業承継に関する話題は非常にデリケートな部分

も多いことから、支店長、あるいは次長が率先して関わっていく体制整備を進めてきました。

円滑な事業承継は、地域にとっても重要な課題の一つでもあります。当金庫としても、地域金融機関として地域の活性化に取り組むべく、今後とも事業承継に注力していきたいと考えています。

井上 信用保証協会に求められることとして経営者保証への柔軟な対応があります。当協会では、経営者保証ガイドラインや事業承継ガイドラインのつとり、例外を除き、基本的には両方の経営者保証を取るという二重徴求は行っていない。この対応を継続していきます。

また、新規の保証時に経営者保証を徴求しないということに関して我々は「経営者保証ガイドライン推進キャンペーン」として取り組んでいます。一定の要件をクリアしていれば、思い切った設備投資や事業拡大ができるように、経営者保証の要ら

ない融資商品を勧めています。この取り組みについては、全国の信用保証協会で行っています。当協会では特に積極的に推進しているところです。

認定支援機関の仕組みを事業承継に有効活用すべき

家森 私は従来から、金融機関と税理士の方々との連携が、地域金融・中小企業金融において非常に有効ではないかと考えています。そこで坂本先生に税理士の立場から事業承継の支援についてお話しいただきたいと思っています。

坂本 我々は税務と会計、財務を使った経営助言を行い、「会計で会社を強くする」という、会計リテラシーの高い経営者を日本中につくりたいという思いで、税務・会計・保証・経営助言といういわゆる「税理士の4大業務」を実践するために、毎月関与先に出向いて月次巡回監査を実施しています。

その結果、最新データによると、TKC全国会の会員が関与している法人の59%が黒字決算を実現しており、日本全体の法人の34・7%（国税庁平成30年度調べ）に比べて遙かに高い黒字割合となっています。残念なことにはこの65%超が赤字という現状が事業承継にも悪影響を及ぼしています。

そうした中で、金融庁が本年度金融行政方針」の中に、経営改善・事業再生などのために地域の関係者（金融機関や税理士等）が連携して円滑に事業者の支援を行ってほしいとの文言が加わりました。我々はこれを一つのミッションと捉えしつかりと取り組んでいこうと考えています。



事業承継の前提には、中小企業の磨き上げがあります。コロナ対策の一環として、令和2年度補正予算では認定支援機関による経営改善支援事業に80億円の予算が措置されました。

具体的には、金融支援が必要となる経営改善計画策定支援（405）事業と、平時から資金繰りなどを見直す早期経営改善計画策定支援（プレ405）事業です。ウィズ・ポストコロナ下においてある意味過剰債務を抱えて先行き不透明の中小企業

業においては非常に重要な意味を持つことだと捉えています。

認定支援機関については、金融機関は金融支援を、顧問税理士は経営支援をとそれぞれ別に行ってきたことを両者が正しい会計を通じて連携した上で双方を支

援していくということです。

これは以前、中小企業政策審議会で提言させていただき、2012年に中小企業経営力強化支援法の中で認定支援機関制度という形で結実しました。全国多くの金融機関と税理士がその認定を受けています。既に仕組みはあるため、これを有効に活用して事業承継支援も行っていくのが我々の考えです。

中小企業支援には地域金融機関と税理士等との連携が必須

家森 事業承継に対する金融機関の取り組みと課題、対応策について行政の立場からお考えを示してもらえますか。

遠藤 今はコロナ禍において資金繰り支援が一段落した段階で、これからの中小企業支援のあり方を考えていく上で、おそらく金融機関だけだと力が足りない部分があるかと思うのです。

そのようなときに、税理士団

体をはじめとしてさまざまな関係機関との協力により、経営改善や事業再生、それから事業承継・M&Aなどを進めていく必要があります。

事業承継は、今、日本の中小企業が直面している大きな問題であると同時に、中小企業の生産性を高めていく観点からも取り組むべき課題ではないかと思っています。

事業承継を円滑に行うとともに、有能な経営者が築いた価値ある中小企業を次代の経営者にいかに引き継いでもらえるかということが、中小企業の生産性向上のためにも非常に重要です。金融庁では金融機関が中小企業に対してどう対応するのかという話をよく聞きながら、中小企業が生産性を向上させる、付加価値を高めることで円滑に事業承継ができるかどうかについて、フォローアップやモニタリングをしていきたいと考えています。

村本 事業承継のためにいろ

いろいろな施策を都道府県ごとに行われているが、日本全体で見ると、ややつながりが薄いと感じています。各県ごとに行っているさまざまなスキームを全国レベルで展開できるようなネットワークが大事ではないでしょうか。現在の事業承継の件数自体がまだ非常に少ないので、今あるさまざまな制度をもう少しブラッシュアップできないかと思っています。

家森 金融機関とその他の支援機関の連携がより機能するためにはどのようなことが必要でしょうか。

坂本 日本の法人約290万社の9割超を占める中小企業の9割には税理士が関与しています。そしてその中小企業は、ほとんどが地域金融機関と取引をしています。

いくら立派な政策を作っても、顧問税理士と地域金融機関がある意味窓口とならない限り、なかなか行き渡ることは難しいと考えます。

現状、全ての税理士事務所が中小企業のために地域金融機関と連携するべきだと考えている状況ではないことも事実です。我々は、そういった方々が本気で地域金融機関と連携していくよう努力していきます。なぜなら、そのことが中小企業を元気にして、ひいては日本をよりたくましくしていくための必要条件だと思っていますからです。

後継者が継ぎたくなる会社へ 磨き上げをしつかり行う

家森 ポストコロナの時代に金融機関の事業承継支援はどうあるべきですか。

遠藤 金融庁は20年来、リリースオンシッパンキングや事業性評価などさまざまな取り組みで地域の金融機関と中小企業との密接なリレーションを築いていこうとしてきました。それが、顧客である地域の中小企業の付加価値・生産性を高める一助となり、その結果、地域経済

の活性化につながるのだということをお願いしてきました。

ここで言うリレーションとは、企業側から見ると、「これだけのことをこれだけの頻度で、我々の話を聞いてくれる金融機関ならば、相談してみようかな」ということを指しています。

我々金融庁は金融機関や中小企業と今後も対話を続けていき、今、地域においてはこういった課題が生じつつあるのか、次にとのような手を打てばいいのかを考え、一当事者として課題を浮き彫りにして随時解決策を講じていきたいと思っています。

坂本 TKC全国会では、特例事業承継税制対応プロジェクトを立ち上げています。会員事務所が関与先経営者と毎月の巡回監査の中でじっくりと事業承継問題を話し合い、必要であれば税制を活用した支援を行う取り組みを実践しています。

関与先経営者と一緒に課題を明らかにし、一つひとつ解決しながら事業を磨き上げ、いずれ

後継者が継ぎたくなる会社にする支援に注力しています。場合によってはバンクミーティングを開いて、地域金融機関の方々にも参加していただきながら進めています。

関与先の課題は百社百様です。課題解決には、やはり地域金融機関および信用保証協会との密な連携が今後も欠かせないものと思っています。

家森 今回の私どもの調査では、事業承継の必要性がある企業は数多くありました。しかし当事者の経営者自身が、例えば経営者保証ガイドラインを知らないなどということがありません。したがって、日ごろから中小企業の身近な相談相手である税理士や地域金融機関の皆さんが、「こういった制度があるので活用してみませんか」といった助言を折に触れて実践していただくことが極めて重要だとあらためて感じました。本日はありがとうございました。

(構成／TKC出版 石原 学)

関与先とともにコロナ禍を乗り切る！

コロナの影響を受けた関与先への会員事務所の支援策

TKC全国会中小企業支援委員会委員長 増山英和

10月19日に開催された『地域金融機関による事業承継支援と信用保証制度』（家森信善神戸大学教授編著）刊行記念シンポジウムでは、パネルディスカッションに坂本孝司TKC全国会会長が参加され、司会を務める家森信善神戸大学経済経営研究所教授から次のように紹介されました。

「経営者の最も身近な相談相手は税理士の方々です。本日は、事業承継の核心である、会計を通じた経営助言により、事業の磨き上げの支援に力を注いでおられるTKC全国会から坂本孝司会長にご参加いただきました」

TKC会員事務所による中小企業支援の取り組みが広く認知されつつあることを誇らしく感じた瞬間でした。

その後、坂本会長がTKC会員事務所による経営助言業務を解説し、「経営改善・経営革新の支援は認定支援機関の使命である」ことを力強く訴え、参加者から納得の声が多く聞かれました。

ここでいう「認定支援機関」の中心は税理士です。政府から矢継ぎ早に公表される中小企業の支援施策に認定支援機関による対応が求められています。これは、中小企業がコロナ禍を乗り切るには税理士による中小企業支援が不可欠であることを意味していると言えるでしょう。

TKC会計人が認定支援機関である意味

時折、「認定支援機関でなく

ても税理士として経営助言はできる」という声が聞かれます。

しかしながら個別に事情が異なる関与先の課題に対して最適な支援を行うには、認定支援機関のみが実施できる支援施策も活用し、打ち手の選択肢を広く持つことが大切です。令和2年度補正予算で拡充された経営改善計画策定支援事業（405・プレ405事業）が代表的です。

一方、コロナで業況悪化している中小企業にも影響が大きい2021年度の固定資産税等の軽減措置においては、「認定経営革新等支援機関等」が申告書を発行することとして、帳簿の記載事項を確認する能力がある税理士等であれば対応することが可能です。緊急時に広く施策

を行き届かせるための措置と言えますが、関与先に対して「認定されていませんが当事務所は対応可能です」とお伝えするか、「認定支援機関として十分に実績がありますので安心してお任せください」とお伝えするかによって経営者の信頼感は大大きく違ってきます。

『TKC会計人の行動基準書』（令和2年6月19日版）において、すべてのTKC会計人が認定支援機関として経営助言業務に積極的に取り組まなければならない旨が明文化されたことから、こうした施策にはあくまで認定支援機関として対応しましょう。なお、日本政策金融公庫等による「新型コロナウイルス対策資本金劣後ローン」についても、「原則として認定支援機関の指導を受けて事業計画を策定」したことが利用条件となっています。

TKC会員事務所による具体的支援策

11月、金融庁が主催する私的

■図1

Ⅱ これから実施すべきこと（特に据置期間中）



先行き不透明な状況下でも実施できる、有効な取組みをご紹介します。
据置期間中に実施できるよう、当事務所がご支援してまいります！

■ ご支援できる取組み内容

- ① 5年後の成り行き予測
(据置期間終了時の現預金と営業C/Fを確認)
- ② 商流把握
(ビジネスモデル俯瞰図、SWOTの作成)
- ③ 業績管理体制の構築・見直し
(商品別粗利と取引先の把握) ※規模により部門別管理
- ④ 月次決算体制の構築と金融機関への情報開示
(少なくとも半期ごとの報告)
- ⑤ 経営改善・経営革新の打ち手の検討

©TKC全国会 2020 0

(「TKC経営支援セミナー 2020」所長講演資料ひな形より)

■ ProFIT「TKC経営支援セミナー 2020」コーナー



会員事務所がいつでも取り組める環境を整えているこ

事務所の支援策を全関与先にお伝えしましょう！

フレームワークとしてお示し

勉強会で講師を務める機会がありました。中小企業の現状（財務状況）を踏まえ、中小企業の存続・発展に取り組むTKC全国会はどのような支援が必要と考えているか知りたいというリクエストでした。

そこで主にお伝えしたのは、

「TKC経営支援セミナー20

20」を通じてTKC会員事務所が関与先に提案している支援策のフレームワークです（図1参照）。このフレームワークを基にそれぞれ熱心な議論が展開され、大変意義のある勉強会となりました。

各項目に具体的な支援ツール

（TKCシステム）があり、TKC

とに驚かされていたのが印象的です。TKC会員事務所によるこうした取り組みを金融機関の方々にも理解いただき、地域で連携して支援にあたるのがコロナ禍を乗り越えるには欠かせないでしょう。

した内容は、これまで多くのTKC会員事務所が取り組んできたもので、目新しいものではありません。飛び道具のような打ち手はなく、これらの支援策を地道かつ迅速に関与先に適用する以外にありません。

「事務所が支援してくれるこれらの打ち手を徹底して、コロナ禍を乗り越える！」と経営者の方々に決断いただきました。

その入り口として最適なのが

「TKC経営支援セミナー2020」です。少人数で集合開催するほか、事前に撮影した所長講演の動画や、年末調整の実務対応や自計化推進に関連する動画を事務所HP（HP毎月更新サービス）で配信し、巡回監査時にご案内することも効果的です。前述のフレームワークをお伝えする所長講演の資料は、トークシナリオ付きでひな形を公開していますのでご活用ください。親身の相談相手としての取り組みをお伝えし、関与先とともにコロナ禍を乗り越えましょ

10店舗の業績を迅速に把握し 未来志向の経営にシフト

大阪府南部エリアを中心に「野菜の店にしだ」を展開している、やさしい工場。店舗に毎朝直送される商品の鮮度の高さを売りに、地域住民を引きつけている。近年は、駅ビル内テナントの運営や「ドライブスルー八百屋」の開設など、西田明良社長による意欲的な取り組みが目立つ。価格競争に陥らない店舗づくりの方策を尋ねるべく、同社の運営する飲食店「はつが野テラス」を訪ねた。

日常生活のインフラとして コロナ時代のニーズに対応

——展開されている青果店の特徴を教えてください。

西田 生産者と直接取引し、入手しづらい商品を仕入れることで、青果専門店ならではの品ぞろえを心がけています。仕入れた日に店頭販売できる体制をとっており、鮮度も売りにしています。飲食店等への卸売りも行っていますが、売り上げ比率は10%ほどです。

——昨今はレジ袋の有料化や客同士のソーシャルディスタンス確保など、店舗運営が大変では？

西田 レジ前の飛沫感染防止シートや手指消毒液の設置など、ひととおりのコロナ対策を実施しています。青果店はいわば生活インフラ。コロ



左から巡回監査部の井上さくらさん、露口和夫顧問税理士、西田明良社長、仲谷博勝巡回監査担当

有限会社やさしい工場

創業 1973年
所在地 大阪府和泉市はつが野3-1
売上高 21億4000万円（2020年5月期）
社員数 210名（パートを含む）



顧問税理士 露口和夫
税理士法人パートナーズ関西
大阪府和泉市桑原町247番地6



ナ禍にあっても、幸い周囲に感染者が発生することなく営業を継続でき、2020年5月期の売上高は前年比110%を達成できました。外食する機会が減り、ご家庭で食事をする方が増えたことが背景にあるとみています。

——「はつが野テラス」の状況はいかがでしたか。

西田 4～5月にかけてお客さまが激減し、一時閉店せざるを得ませんでした。休業期間中に新たな試みとして実施したのが「ドライブスルー八百屋」です。インスタグラムで開催を告知し、お客さまには購入希望商品を事前に指定し、クルマで来店してもらいました。

販売した商品は、当社が選んだ2000～5000円の旬の野菜を詰め合わせたセット。3日連続で開催したところ、1日に100セットほどを売り上げた日もあり、大変盛況でした。その後も特売情報を随時発信していて、反響は毎回とても大きい。インスタグラムのフォローワーも、いつの間にか1000人をこえました。

露口顧問税理士 和泉市は宅地造成が進み、人口が急増している地域です。ソーシャルメディアを日常的に

利用している、30〜40代の住民が多いのかもしれませんが。

——今後の発展が楽しみな商圈ですね。日ごろ実施されている集客、販促活動というところ？

西田 全店舗で朝市を毎週開催しているほか、店頭で料理のレシピを設置するなどして、提案型の売り場構成にしています。例えばこの時期なら鍋料理。ハクサイやシイタケ、エノキ等の鍋食材の特売日を設けたり、旬の時期を考慮した品ぞろえにしています。

また、5月に和歌山市にオープンした新店舗の店頭にはモニターを設置し、レシピ紹介用の動画を制作しているところですよ。

——それにしてもユニークな企業名ですね。

西田 私は2代目社長で、現会長である父が設立時に名付けました。父



(上) エコール・いずみ本館1階に入る、「野菜の店」にしだ和泉中央エコールいずみ店」(中、下)「はつが野テラス」では、旬の青果をふんだんに使用したメニューを提供する

は従来トマトファミリーという会社

を経営していましたが、20年ほど前にやさしい工場を設立し、私が社長に就任。同時に当社に会社を一本化しました。

店舗別損益計算書で 店長の意識変革を促す

——『FX4クラウド』を導入され

た経緯を教えてください。

西田 税理士法人パートナーズ関西さんと顧問契約を結んだのは2019年5月です。露口先生からTKC方式による自計化システムの活用を勧められ、導入を決めました。

露口 私は西田社長と同一年で、初対面のときITツールの活用が得意そうな方だなと感じました。当時経

理担当者の方は、店舗のレジシステムから切り出した売り上げデータや、エクセルシートに入力した仕入れデータを元に、損益状況をエクセルシートに集計されていました。なにしろ10店舗ありますから、集計作業は負担になっていたはずですよ。そこで『FX4クラウド』ならレジシステムから切り出したデータを読み込んで、店舗別の損益を簡単に確かめやすと提案したところ、トントン拍子で話が進みました。

——『FX4クラウド』を運用されている拠点は？

西田 はつが野テラスにある事務所をはじめ、3カ所です。それぞれの店舗の担当者が「エクセル読み込み機能」を使って、各店の売り上げデータを読み込み、連動処理を行っています。「マネジメントレポート(MR)設計ツール」により〈店舗別損

益計算書」が自動で作成されるので、集計にかかる手間を大幅に軽減できました。

——TKCシステムを導入され、どんな点が最も変わりましたか。

西田 一番変わったのは、業績を毎月確認しながら経営できるようになったところですね。〈店舗別損益計算書〉を元に、人件費や販売促進費などの経費科目の金額を正確に把握し、問題点があれば早期に対策を施せます。月次巡回監査では業績数値の見方や改善点をアドバイスしてもらえるので、将来について検討する機会が増え、経営に対する意識が180度変わりました。

——直近の巡回監査で話し合われた内容は？

西田 今年6月にオープンした、南海和歌山市駅直結の商業施設「キノ和歌山」で、当社が運営している生鮮食品売り場「ロックスターファームズ」についてです。巡回監査時には、新店舗の売り上げの推移を確認したり、今後の計画を打ち合わせたりしています。

仲谷監査担当 はつが野テラスに毎月訪問し巡回監査後、西田社長と専務に対して業績報告を行っています。青果は販売価格を1円変えるだけで、業績に大きな影響を与えるため、



来店客が精算を行うセルフ式のレジを採用

店舗ごとの目標利益率を念頭に置き、価格設定が適正であるかなどを話し合っています。

——システムはスムーズに利用を開始できましたか。

西田 当初、事務担当者は経理業務についてあまり詳しくありませんでしたが、パートナーズ関西の井上さんの親身な指導により、「エクセル読み込み機能」等を活用して効率的に運用できています。

井上 月次巡回監査には私も同行し、おもに『FX4クラウド』の操作に関連する質問に対応しつつ、運用をサポートしています。先日『PX2』（戦略給与情報システム）も導入され、10月分給与処理から利用していただけでなく、設定を行っているところ。

——月次業績を社内外に公表されて

いると聞きました。

西田 毎月第1土曜日に店長会議を開催して、「MR設計ツール」で作成した〈店舗別損益計算書〉と〈日別売り上げ仕入れ表〉を配布し、各店の損益状況をリアルタイムで共有しています。店舗の業績が見える化され、店長は利益を生む方策を考えるようになり、数字に対する意識が変化してきたと感じています。

また「TKCモニタリング情報サービス」（MIS）を活用し、取引金融機関のうちメイン行に対して、月次業績データを送信しています。前期の決算時は、口座を開設しているすべての金融機関に業績データを送信しました。

露口 私の事務所では、関与先企業さまに対してMISの活用を積極的提案していますが、月次業績の開

示に対する経営者の考え方はさまざまです。そんななか、業績の好不調にかかわらず月次データをコンスタントに送信していただいている西田社長の姿勢は、すばらしいと感じています。

——将来の構想をお聞かせください。

西田 これまでは郊外型の店舗をメインに展開してきましたが、今後はロックスターファームズのように駅に近い立地にも店舗を開設していきたいと考えています。現在も鉄道会社などから駅ビルや沿線開発にまつわる相談をいただいている状況です。

ドライブスルー八百屋を試してみても、消費者の購買行動が劇的に変化したことを実感しました。これからもITツールを活用し、新しい行動様式に対応した店舗づくりに取り組んでいきます。



経営のピンチを救った融資。 その決め手は、これでした。

TKCが発行する＜記帳適時性証明書＞

会計帳簿と決算書、法人税申告書が一通り作成されていることを証明。
だから、融資や金利優遇の判断に活用している金融機関が増えています。

ここがポイント!!

会計データの改ざんにつながる
過及処理(追加・訂正・削除)を
禁止しているTKCシステムの特長
を活かして、会計帳簿と決算書、
法人税申告書の作成に関する
適時性と計算の正確性を、第三者
であるTKCが証明。

ここがポイント!!

巡回監査と月次決算は、関与先
企業が前月に作成した会計帳簿
および取引記録を対象として、
その翌月に実施することを原則と
しています。これを順守するには
「注」欄に「○」印を明示。

ここがポイント!!

「中小会計要領(または中小
指針)」に準拠していることを確認
可能。

ここがポイント!!

「中期(または短期)経営計画を
策定しているか」、「TKCの企業
向け管理会計システムを利用し
ているか」、「税理士法第33条の2
に基づく書面添付(税理士法33-2)
が確認可能。

(原本PDF) **記帳適時性証明書** 第 4796766304 号

(当法人は、日々の記帳から会計帳簿・月次試算表・決算書・税務申告書の作成と電子申告まで一気通貫です。)

発行日: 令和 2年 5月12日

税理士法人 TKCコンピュータ会計事務所 殿 株式会社TKC 代表取締役社長 飯塚 真規

貴関と先法人 株式会社 SCG印刷 (法人番号:7123456789012) 殿における
会計帳簿の適時作成義務(会社法第432条①)の遵守状況、並びに決算書は会計帳簿と完全一致していること、
さらに電子申告した法人税申告書は当該決算書に基づいていること(法人税法第74条①)を証明します。

1. 「資料1: 過去3年間における月次決算及び年次決算の状況」について (審査) Y N

① TKC会員は「TKC全国会行動基準書」に基づいて、会計記録の適法性を確保するため毎月、関与先
に出向き巡回監査することが求められています。貴事務所の実践状況は資料1のとおりです。

② 「監査対象月」は貴事務所が巡回監査を行った会計期間、「仕訳数」は当月の試算表に計上された仕訳の
件数、「データ処理日」は月次決算が完了した日を示しています。

③ 「決算書に付した番号」(17行目)は、書面の「決算報告書」の各頁左下に付した番号で、これと同一の
番号が印刷されている貸借対照表及び損益計算書は、会計帳簿の期末科目残高と完全に一致しています。

2. 「資料2: 前期(第31期)の法人税申告書の作成状況」について

① TKCシステムは会計帳簿(仕訳帳・元帳・月次の試算表)及び決算書の作成、これに続く法人税申告書・
消費税申告書の作成、さらには国税と地方税の電子申告まで一気通貫となっています。

② 前期の決算書に計上された「税引き後当期純利益(損失)」(資料1の18行目(A))と前期の法人税申告書
別表4の「当期利益又は当期欠損の額(1)」(資料2の2行目(B))とは完全に一致しており、貴関と先税の法
人税申告書は当該決算書に基づいて作成されています。

3. 税理士法第33条の2に定める書面添付(「決算申告確認書」の提出)の実践について

TKC会員は「TKC全国会行動基準書」により、税務申告書の提出に当たっては、税理士法第33条の
に基づく書面を添付することが求められています。貴事務所の実績は資料3(3行目)のとおりです。

4. TKC財務会計システムの継続利用期間について

① 貴関と先の財務データは、平成 5年 4月分から継続して利用しており、利用期間は27年 0か月となります。
② この利用期間において過去仕訳及び科目残高の過及的修正・追加・削除の処理はなされていません。

5. この証明書の真正性は、TKC全国会HP(https://www.tkc.jp/)から確認できます。
なお、そこでは事務所名と商号の表示を省略しています。(掲載期限: 令和 3年 5月31日) 以上

資料1: 過去3年間における月次決算(○翌月: 翌々月: 無印遅れ/期首月と期末月は調整)及び年次決算の状況

年	月	監査対象月	仕訳数	データ処理日	注	監査対象月	仕訳数	データ処理日	注	監査対象月	仕訳数	データ処理日	注	
29	4	892	平成29年 5月23日	○	30	4	982	平成30年 5月22日	○	31	4	848	令和 1年 5月22日	○
29	5	854	平成29年 6月12日	○	30	5	941	平成30年 6月12日	○	31	5	817	令和 1年 6月14日	○
29	6	840	平成29年 7月10日	○	30	6	933	平成30年 7月11日	○	31	6	789	令和 1年 7月12日	○
29	7	854	平成29年 8月14日	○	30	7	956	平成30年 8月20日	○	31	7	803	令和 1年 8月16日	○
29	8	831	平成29年 9月11日	○	30	8	964	平成30年 9月18日	○	31	8	774	令和 1年 9月13日	○
29	9	828	平成29年 10月10日	○	30	9	927	平成30年 10月16日	○	31	9	791	令和 1年 10月15日	○
29	10	846	平成29年 11月13日	○	30	10	940	平成30年 11月13日	○	31	10	753	令和 1年 11月11日	○
29	11	861	平成29年 12月11日	○	30	11	955	平成30年 12月18日	○	31	11	803	令和 1年 12月13日	○
29	12	873	平成30年 1月15日	○	30	12	963	平成31年 1月18日	○	31	12	826	令和 2年 1月17日	○
30	1	855	平成30年 2月13日	○	31	1	976	平成31年 2月18日	○	32	1	785	令和 2年 2月14日	○
30	2	879	平成30年 3月12日	○	31	2	970	平成31年 3月15日	○	32	2	819	令和 2年 3月16日	○
30	3	887	平成30年 4月 9日	○	31	3	991	平成31年 4月18日	○	32	3	834	令和 2年 4月15日	○
30	年次決算	19	平成30年 5月14日	○	31	年次決算	21	令和 1年 5月14日	○	32	年次決算	20	令和 2年 5月12日	○

17 決算書に付した番号 S23638 18 税引き後当期純利益(損失) 8,969,622円 19 税引き後当期純利益(損失) 19,082,572円 20 税引き後当期純利益(損失) 6,680,106円

(注) 前期(第31期)の決算書の個別注記表には、中小会計要領に準拠している旨の記述があります。

資料2: 前期(第31期)の法人税申告書の作成状況

1 法人税申告書の作成日及び提出方法 令和 2年 5月12日 法人税申告書はTKCシステムで作成され電子申告されています。

2 別表4の「当期利益又は当期欠損の額(1)」 B 6,680,106円 AとBは一致しており、申告書は決算書に基づいています。

3 別表1の「法人税額(2)」 1,953,512円

資料3: 前期(第31期)のKFSの利用状況

1 K: 継続MAS(経営計画) ○ 利用 ○ 未利用

2 F: F Xシリーズ(自計化) ○ 利用 ○ 未利用

3 S: 書面添付(税理士法33-2) ○ 実践 ○ 未実践

TKC © 2020

TKC全国会登録情報

1 会員氏名 税理士法人 TKCコンピュータ会計事務所

2 入会日(経過年数) 平成 2年10月14日 (29年 6ヵ月)

3 経営革新等支援機関 ○ 認定 ○ 未認定

4 事務所ホームページ https://www.tkccomputer.co.jp/

ここがポイント!!

「税引き後当期純利益(損失)」
と法人税申告書別表4の「当期
利益又は当期損失の額」が
一致していることを証明。

ここがポイント!!

TKC会員税理士が中小企業
経営力強化支援法に基づく
「経営革新等支援機関」として
認定を受けていることを明示。

金融機関から信頼される決算書等の提出。TKCがご支援します。

「記帳適時性証明書」の発行については **TKC 記帳適時性証明書**

検索



※「記帳適時性証明書」の発行はTKC会員向けのサービスです。

1万名超の税理士集団
TKC全国会



乗り切りましょう！ 本年、来年、再来年も。

11,400名の会員税理士が所属しているTKC全国会。

TKC会員税理士は、毎月関与先を訪問する「巡回監査」を実施し、月次決算のお手伝いや経営アドバイスを行っています。

新型コロナウイルスがもたらした中小企業の経営危機にも全力で取り組み、迅速な融資の実現や経営再建に貢献。

私たちの活動が、日本全国の中小企業で実を結んでいます。

TKC全国会所属の税理士は、中小企業の皆様を全力で支援いたします。

経営者の声 歓送迎会を迎えた時期、コロナ禍が札幌の街を... 経営環境の悪化に立ち向かう飲食店の四つの打ち手 飲食業【北海道】●年商/9千万円●従業員/13名 金融機関は、誠実な経営者には必ず味方になってくれます。経営者にとって都合が悪い情報こそ積極的に開示して、そのうえで適切な金融支援を受けることが大切です。当関与先企業を支援する中であらためて実感しました。 顧問税理士：市川善明税理士事務所 税理士 市川 善明(北海道)	経営者の声 会社の再生支援中に... 資金繰り計画表などを税理士の指導のもとに作成し、融資獲得 製造業【秋田県】●年商/9千万円●従業員/11名 月次決算や経営計画策定に取り組み、社長の姿勢が、金融機関の信頼獲得につながっています。今回のコロナ禍でも、「TKCモニタリング情報サービス」を利用して、円滑に融資を受けることができました。 顧問税理士：税理士法人RINGS 税理士 三浦 昌貴(秋田県)	経営者の声 どこに融資の相談をすればよいのか... クラウド型の会計システムで最新業績を報告、迅速な融資実行につながった 製造業【茨城県】●年商/5億4千万円●従業員/45名 申請書の作成をサポートしたところ、政府系金融機関の緊急融資や、民間金融機関の実質無利子・無担保融資を獲得。「TKCモニタリング情報サービス」で財務状況を提供していたことが迅速な融資審査につながりました。 顧問税理士：増山会計事務所 税理士 増山 英和(茨城県)	経営者の声 創業初年度にまさかのコロナ禍で... 固定費を削減し、新規事業の資金調達を実現 中古車買取り販売【埼玉県】●年商/6千5百万円●従業員/2名 社長は、新規事業に参入する夢を温めてきました。コロナ禍を機に、その夢を実現させるにはどうかと背中を押したところ、銀行との交渉を精力的に展開。新規事業に必要な融資の実現を受け、新たな一歩を踏み出しました。 顧問税理士：税理士法人TGNさいとう 税理士 温井 徳子(東京都)
経営者の声 ラーメン店をオープン直後に... 会計事務所の的確な指導により融資獲得に成功 飲食業【千葉県】●年商/2千7万円●従業員/2名 TKC会計システムを新たに導入し、月次での業績管理を始めたことで金融機関の対応が大幅に変わりました。必要となる資金の獲得に成功したことで社長は、ラーメン店の経営に対する熱い情熱を取り戻しています。 顧問税理士：税理士法人桜井パートナーズ 税理士 氏原 崇(千葉県)	経営者の声 厳しい資金繰りが続く中、コロナ禍で売上が... 業績管理の大切を知る経営者ならではの迅速な資金調達の取り組み デザイン業【東京都】●年商/2千3百万円●従業員/2名 当関与先企業では、日々の会計帳簿の作成をベースに月次決算を実施。それにより、経営者の迅速な意思決定と実行が可能になっています。こうした「会計で会社を強くする」取り組みが、金融機関の評価につながりました。 顧問税理士：岸田重矢子税理士事務所 税理士 岸田 重矢子(東京都)	経営者の声 住宅需要が激減する中で... 税理士による適切なアドバイスを受け積極的に資金調達を進める 不動産業【東京都】●年商/3千7万円●従業員/4名 会社の業績は芳しくなくても、社長のモチベーションは非常に高いというケースも珍しくありません。当関与先企業もそうでした。このような会社の事業継続を支援するものTKC会計士の重要な役目だと考えています。 顧問税理士：税理士法人伊藤 伊藤 裕通(東京都)	経営者の声 講演会が続々と中止に... 月次決算をしているからこそ持続化給付金をスピーディーに獲得できた 講師業【東京都】●年商/1千1万円●従業員/1名 少しでも早い資金調達を望む社長にとって幸いしたのが、以前から実践していた「月次決算」でした。これにより、「持続化給付金」の申請を最も早いタイミングで実施することができ、当面の資金繰りの目途が立ちました。 顧問税理士：税理士法人山岸会計 税理士 山岸 崇裕(東京都)
経営者の声 営業力を強化した直後にコロナ危機が襲う... 財務データの公開でスムーズに融資審査が進行 不動産業・仲介業【神奈川県】●年商/3千7万円●従業員/1名 以前より「TKCモニタリング情報サービス」で金融機関に決算書データを送っていたことが、緊急融資審査時の面談が省略されました。早急に資金を調達できたことで、コロナ禍による痛手を最小限に抑えられました。 顧問税理士：若井雅志税理士事務所 税理士 若井 雅志(神奈川県)	経営者の声 リスク中にもかかわらず、売上がほぼゼロに... 中期経営計画で不足額を明らかにし、複数行からの融資を獲得 自動車部品加工【新潟県】●年商/1億円●従業員/28名 コロナ禍が今後も続くと考え、月次損益計画・収支計画策定をサポートしました。すると、1年間で3千万円の資金不足が発生することが判明。具体的な数字を示したことで、複数の金融機関からの支援を得られました。 顧問税理士：税理士法人石田経理事務所 税理士 石田 直樹(新潟県)	経営者の声 創業して6年。これからという時に... 顧問税理士の二人三脚でコロナ禍のピンチを乗り越える 造園業【富山県】●年商/3千7万円●従業員/2名 創業時より経営計画を作成し、社長とともにメインバンクに出向き、業績報告をしています。こうした日頃の取り組みが信頼関係のベースになっているからこそ、緊急時における手厚い支援を受けることができました。 顧問税理士：税理士法人キライズ 税理士 高野 智之(富山県)	経営者の声 得意先の中国工場が操業停止に... 顧問税理士のサポートにより、新規融資の獲得に成功 製造業【長野県】●年商/1億3千7万円●従業員/30名 融資審査がスムーズに終わったのは、「TKCモニタリング情報サービス」で月次決算表や決算書のデータを金融機関に送付していたから。これにより、金融機関は会社の経営改善が進んでいることを把握できていたのです。 顧問税理士：税理士法人mkパートナーズ 税理士 松崎 堅太郎(長野県)
経営者の声 15年かけて会社を再建。その矢先に... 顧問税理士の協力で事業計画を策定、資金ショートのを恐れず早く告知 介護事業者福祉サービス等【三重県】●年商/1億2千7百7万円●従業員/25名 もし社長が諦めたら会社は倒産してしまっただけで、借入金の存在をしっかりと認識し、短期と5か年の事業計画を策定するうえ、資金繰りと予算管理を月次で実施する体制を築いたことが、資金調達の強化につながりました。 顧問税理士：平井基也税理士事務所 税理士 平井 基也(三重県)	経営者の声 売上が7割減。このままでは... 積極的な財務情報の開示が成功し、融資金額を当初の2倍に 飲食業【兵庫県】●年商/3億円●従業員/30名 金融機関から「1千5百万円が限度」と言われた緊急融資の金額を、最終的に3千万円に増やせてもらったのは、TKC会計システムによる業績管理とTKCモニタリング情報サービスによる積極的な情報開示が評価された結果でした。 顧問税理士：田原義明税理士事務所 税理士 津田 弘一(兵庫県)	経営者の声 あの時の決算書の開示が... わずか2週間たらずで500万円の融資を獲得 飲食業【愛媛県】●年商/2千7万円●従業員/4名(5人パート2名) 融資実行まで1か月以上かかると見えていたが、わずか2週間たらずで着金できたのは、社長が「TKCモニタリング情報サービス」を活用して金融機関に積極的に財務情報を開示してきたからだと言えます。 顧問税理士：高田勝人税理士事務所 税理士 高田 勝人(愛媛県)	経営者の声 資金調達は完了。何か他に手がかりか... 月次決算と業績開示が会社の信頼性を高める 建設業・宅地建物業【福岡県】●年商/3千7万円●従業員/4名 TKC会計システムで月次決算を実施し、金融機関に最新業績を開示していたことが「強み」となり、迅速な資金調達に成功。巡回監査時における経営助言が実を結び、いま、経営者は新規事業への参入に向けて動き出しています。 顧問税理士：坂口税理士事務所 税理士 坂口 卓也(福岡県)

【ドキュメント】「会計で会社を強くする」事例を、Webサイトで公開。

<https://note.tkc.jp/>



**TKC会員税理士から
ワンポイントアドバイス**

適時・正確な会計帳簿の作成が、「会計で会社を強くする」ための第一歩です。

適時・正確な会計帳簿により、中小企業経営者は経営の方向性を見定めることができます。また、正確な会計帳簿から作成される信頼性の高い決算書・税務申告書を金融機関に開示することにより、資金調達が高まります。全国11,400名のTKC会員の税理士・公認会計士は、関与先企業経営者の最も身近なパートナーとして、適時・正確な会計帳簿をもとに経営助言を実施し、財務経営力の強化をご支援します。

TKC全国会 〒162-8585 東京都新宿区湯場町2番1号 軽子坂MNビル4階 Web <https://www.tkc.jp/>

詳しくは **TKC モニタリング** 検索



このコラムを読む戦略経営者に問いたい。取引のある地域金融機関は「どの程度」「どのような用事」で訪問してくるだろうか。その訪問は貴社の役に立っているだろうか。

金融庁が公表した中小企業約3万社を対象に行ったアンケート(約9000社が回答)によれば、主力取引のメインバンクが「経営改善支援サービスの提案」で訪問してこないと答えた企業の割合は約3割(28%)となった。一方、経営改善の提案はあるものの訪問頻度が月1回程度は15%、月2回以上はわずかに3%にとどまった。つまり、提案があっても「ごくたまに」という程度が大半だ。

もちろんメインバンクが何もしないわけではない。「事業に関する対話」では月1回以上の訪問が5割を超えている。しかし、これをもってメインバンクが企業支援をしていると見なすことはできない。あくまでも貸出金の返済見通しを把握するための業況調査にすぎないのではないだろうか。企業支援の訪問かどうかを決めるのは銀行ではない。企業側が「役に立った」と受け止めるかどうかだ。ちなみに調査は3月9～19日に行われた。新型コロナウイルスの

「企業支援で訪問しない銀行」の存在価値

地域金融の未来

共同通信社編集委員
橋本卓典

影響で緊急事態宣言が出される以前の結果だ。その後、人の移動や集合の制限で売り上げが激減した中小企業は多い。つまり、経営改善支援は3月時点よりもはるかに喫緊の課題となっているはずだ。

また、月1回以上の訪問をしてはいるものの、首をかしげたりするような訪問理由もあった。例えば「特段内容のない日常会話」が47%、「事務手続き」が46%、「自らの金融商品勧誘」が19%だ。

経営改善支援をしてくれない銀行と取引をしている中小企業は気の毒としか言いようがない。コロナ禍で非接触、ソーシャル・ディスタンス、DX(デジタル・トランスフォーメーション)への対応を迫られるからだ。新常态(ニューノーマル)では工場の稼働、リモートワークも含めた働き方、商品、攻める市場などを大きく変えなければならぬかもしれない。業態転換や新たな事業領域への挑戦、M&Aなど、思い切った決断をしなければならぬ場面も想定される。

「メインバンクに融資以外の課題を相談していますか」の質問では、5割弱がしていないと回答。その主な理由は「銀行に融資以外は求めているな

い」が4割弱だった。

関西のある銀行は「顧客を感染させてはならない」と、担当者に企業訪問を一時期、禁止していた。医療関係者は自らの感染と患者を感染させてしまうリスクを冒しながら必死で患者の治療に当たった。地域金融機関は、中小企業が経営の病を相談できる「医療機関」ではないとしたら、果たして人がする価値のある仕事だろうか。

一方、「非メインバンクに求める役割や取引意義」では、7割弱の企業が「複数行からの借入」と回答した。融資の補完機能だ。他方、「金利や手数料競争ではなく自社への理解」が3割弱、「メインバンクにはできない業界動向などの情報提供」が2割強と融資以外への期待も目立った。

メインバンク、非メインバンクを問わず、企業がコロナ禍を乗り越えるための経営改善支援を提供することが、地域金融機関の存在価値そのものとなるはずだ。



はしもと・たくのり

1975年東京都生まれ。慶応義塾大学法学部政治学科卒業。2006年共同通信社入社。経済部記者として流通、証券、大手銀行、金融庁を担当。2年間の広島支局勤務を経て、2015年から2度目の金融庁を担当。2020年から編集委員。著書に『捨てられる銀行』『捨てられる銀行4 消えた銀行員 地域金融変革運動体』(講談社現代新書)など。

「TKCモニタリング情報サービス」 金融機関別 利用申込件数一覧

令和2年12月3日現在

金融機関名	本店 所在地	サービス開始日	利用申込件数		
			決算書等 提供 サービス	月次試算表 提供 サービス	
【政府系金融機関】					
1	日本政策金融公庫(国民生活事業)	東京都	平成30年10月	36405	-
2	商工組合中央金庫	東京都	平成29年 7月	5533	1130
【都市銀行】					
1	三菱UFJ銀行	東京都	平成29年 2月	4217	716
2	三井住友銀行	東京都	平成29年10月	3782	411
3	りそな銀行	大阪府	平成29年10月	2222	240
4	みずほ銀行	東京都	令和元年 9月	2186	261
5	埼玉りそな銀行	埼玉県	平成29年10月	1720	263
【地方銀行・第二地方銀行】 (上位50行)					
1	静岡銀行	静岡県	平成29年 3月	3522	840
2	八十二銀行	長野県	平成30年 5月	2677	374
3	北洋銀行	北海道	平成29年 1月	2645	181
4	中国銀行	岡山県	平成28年12月	2540	284
5	足利銀行	栃木県	平成28年10月	2511	319
6	群馬銀行	群馬県	平成29年 1月	2288	272
7	北陸銀行	富山県	平成29年 4月	2120	182
8	広島銀行	広島県	平成28年11月	2113	262
9	千葉銀行	千葉県	平成29年 2月	2080	341
10	常陽銀行	茨城県	平成28年10月	2052	321
11	栃木銀行	栃木県	平成28年10月	1858	240
12	京都銀行	京都府	平成30年 7月	1805	205
13	西日本シティ銀行	福岡県	平成29年 5月	1681	170
14	鹿児島銀行	鹿児島県	平成29年 7月	1608	191
15	武蔵野銀行	埼玉県	平成30年 8月	1533	206
16	北國銀行	石川県	平成28年11月	1523	203
17	山陰合同銀行	島根県	平成28年11月	1488	212
18	伊予銀行	愛媛県	平成28年11月	1462	152
19	横浜銀行	神奈川県	平成28年12月	1451	113
20	福岡銀行	福岡県	平成29年 3月	1434	194
21	名古屋銀行	愛知県	平成31年 2月	1419	159
22	十六銀行	岐阜県	平成28年12月	1397	188
23	七十七銀行	宮城県	令和元年 6月	1325	298
24	東邦銀行	福島県	平成29年 1月	1325	143
25	きらぼし銀行	東京都	平成29年 7月	1317	123
26	京葉銀行	千葉県	平成29年 8月	1251	183
27	百五銀行	三重県	平成28年10月	1238	174
28	第四銀行	新潟県	平成29年 7月	1194	207
29	北海道銀行	北海道	平成29年 4月	1187	83
30	関西みらい銀行	大阪府	平成29年10月	1174	100
31	滋賀銀行	滋賀県	平成29年 1月	1138	161
32	トマト銀行	岡山県	平成28年12月	1130	139
33	大垣共立銀行	岐阜県	平成28年10月	1093	130
34	山口銀行	山口県	平成28年11月	1088	162
35	沖縄銀行	沖縄県	平成28年11月	1058	67
36	池田泉州銀行	大阪府	平成29年 5月	1056	120
37	筑波銀行	茨城県	平成29年 3月	1027	128
38	愛知銀行	愛知県	平成31年 3月	1016	149
39	清水銀行	静岡県	平成29年 4月	1014	320
40	百十四銀行	香川県	平成28年12月	962	96
41	十八親和銀行	長崎県	平成29年 5月	957	84
42	もみじ銀行	広島県	平成28年11月	955	106
43	秋田銀行	秋田県	平成29年 5月	951	85
44	東和銀行	群馬県	平成28年10月	936	137
45	岩手銀行	岩手県	平成30年 4月	913	126
46	北越銀行	新潟県	平成30年 6月	873	117
47	宮崎銀行	宮崎県	平成28年11月	864	91
48	山形銀行	山形県	平成29年 8月	859	173
49	肥後銀行	熊本県	平成29年 5月	852	71
50	長野銀行	長野県	平成30年12月	836	126
上記以外の地銀・第二地銀 計			25809	3738	

金融機関名	本店 所在地	サービス開始日	利用申込件数	
			決算書等 提供 サービス	月次試算表 提供 サービス
【信用金庫】（上位30庫）				
1 浜松磐田信用金庫	静 岡 県	平成29年 1月	1912	452
2 多摩信用金庫	東 京 都	平成29年 8月	1554	200
3 京都信用金庫	京 都 府	平成28年11月	1440	250
4 埼玉縣信用金庫	埼 玉 県	平成30年12月	1383	172
5 しずおか焼津信用金庫	静 岡 県	平成29年 6月	1161	418
6 西武信用金庫	東 京 都	平成28年12月	1046	146
7 京都中央信用金庫	京 都 府	平成29年 1月	1027	131
8 大阪シティ信用金庫	大 阪 府	平成30年 5月	998	67
9 広島信用金庫	広 島 県	平成30年 6月	984	63
10 岐阜信用金庫	岐 阜 県	平成28年10月	975	95
11 城北信用金庫	東 京 都	平成30年 5月	957	131
12 巣鴨信用金庫	東 京 都	平成29年 5月	930	140
13 島田掛川信用金庫	静 岡 県	平成30年11月	920	311
14 北海道信用金庫	北 海 道	平成29年 3月	867	42
15 横浜信用金庫	神奈川県	平成29年12月	838	49
16 飯能信用金庫	埼 玉 県	平成29年 6月	808	114
17 東京東信用金庫	東 京 都	平成29年 1月	804	90
18 朝日信用金庫	東 京 都	平成28年10月	797	76
19 おかやま信用金庫	岡 山 県	平成29年 9月	768	112
20 川崎信用金庫	神奈川県	平成29年11月	724	40
21 帯広信用金庫	北 海 道	平成29年 1月	716	47
22 岡崎信用金庫	愛 知 県	平成28年10月	708	112
23 尼崎信用金庫	兵 庫 県	令和 2年 2月	659	56
24 城南信用金庫	東 京 都	平成30年 2月	646	50
25 鹿児島相互信用金庫	鹿児島県	平成30年 9月	634	84
26 碧海信用金庫	愛 知 県	平成30年 7月	631	100
27 青梅信用金庫	東 京 都	平成28年12月	626	60
28 三島信用金庫	静 岡 県	平成29年 3月	607	132
29 北おおさか信用金庫	大 阪 府	平成31年 1月	603	68
30 瀬戸信用金庫	愛 知 県	平成29年 2月	586	65
上記以外の信用金庫 計			36020	5458

【信用組合】(上位5組合)				
1 長野県信用組合	長野県	平成28年10月	677	214
2 茨城県信用組合	茨城県	平成29年12月	573	58
3 広島市信用組合	広島県	平成30年 2月	293	21
4 兵庫県信用組合	兵庫県	平成30年12月	282	40
5 新潟県信用組合	新潟県	平成30年11月	262	43
上記以外の信用組合 計			4849	779

【信用保証協会】(上位5協会)				
1 北海道信用保証協会	北海道	令和元年 6月	1608	60
2 愛知県信用保証協会	愛知県	平成29年 5月	1177	144
3 岐阜県信用保証協会	岐阜県	平成29年 7月	1092	111
4 静岡県信用保証協会	静岡県	平成28年12月	1076	439
5 長野県信用保証協会	長野県	令和元年10月	694	154
上記以外の信用保証協会 計			6133	1187

金融機関区分別集計

金融機関区分	全金融機関数	モニタリング情報サービス利用金融機関		
		金融機関数	利用申込件数	
			決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
1 都銀・政府系	10	10	57690	5408
2 地銀・第二地銀	101	100	98605	13246
3 信用金庫	254	245	63329	9331
4 信用組合	130	63	6936	1155
5 信用保証協会	51	33	11780	2095
6 その他	-	8	188	50
7 合計	546	459	238528	31285

「TKCモニタリング情報サービス」 全国の採用金融機関一覧(459機関)

令和2年12月3日現在
都道府県別、金融機関コード順

■ 都市銀行等

みずほ銀行
三菱UFJ銀行
りそな銀行
三井住友銀行
商工組合中央金庫
日本政策金融公庫(国民生活事業)
日本政策金融公庫(農林水産事業)
日本政策金融公庫(中小企業事業)
沖縄振興開発金融公庫

■ 北海道

北海道銀行
北洋銀行
北海道信用金庫
室蘭信用金庫
空知信用金庫
苫小牧信用金庫
北門信用金庫
伊達信用金庫
北空知信用金庫
日高信用金庫
渡島信用金庫
道南うみ街信用金庫
旭川信用金庫
稚内信用金庫
留萌信用金庫
北星信用金庫
帯広信用金庫
釧路信用金庫
大地みらい信用金庫
北見信用金庫
網走信用金庫
遠軽信用金庫
北央信用組合
札幌中央信用組合
空知商工信用組合
十勝信用組合
釧路信用組合
北海道信用保証協会
十勝清水町農業協同組合

■ 青森県

青森銀行
みちのく銀行
東奥信用金庫
青い森信用金庫
青森県信用保証協会

■ 岩手県

岩手銀行
東北銀行
北日本銀行
盛岡信用金庫
一関信用金庫
北上信用金庫
花巻信用金庫
水沢信用金庫

■ 宮城県

七十七銀行
仙台銀行
社の都信用金庫
宮城第一信用金庫
石巻信用金庫
仙南信用金庫
気仙沼信用金庫
石巻商工信用組合
古川信用組合
仙北信用組合

■ 秋田県

秋田銀行
北都銀行
秋田信用金庫
羽後信用金庫
秋田県信用組合
秋田県信用保証協会

■ 山形県

荘内銀行
山形銀行
きらやか銀行
山形信用金庫
米沢信用金庫
鶴岡信用金庫
新庄信用金庫
山形中央信用組合

■ 福島県

東邦銀行
福島銀行
大東銀行

会津信用金庫
郡山信用金庫
白河信用金庫
須賀川信用金庫
ひまわり信用金庫
あぶくま信用金庫
二本松信用金庫
福島信用金庫
福島県商工信用組合
いわき信用組合
相双五城信用組合
会津商工信用組合

■ 茨城県

常陽銀行
筑波銀行
水戸信用金庫
結城信用金庫
茨城県信用組合

■ 栃木県

足利銀行
栃木銀行
足利小山信用金庫
栃木信用金庫
鹿沼相互信用金庫
佐野信用金庫
大田原信用金庫
烏山信用金庫
真岡信用組合
那須信用組合
栃木県信用保証協会

■ 群馬県

群馬銀行
東和銀行
高崎信用金庫
桐生信用金庫
アイオー信用金庫
利根郡信用金庫
館林信用金庫
北群馬信用金庫
しのめ信用金庫
あかぎ信用組合
群馬県信用組合
ぐんまみらい信用組合
群馬県信用保証協会

■ 埼玉県

埼玉りそな銀行
武蔵野銀行
埼玉縣信用金庫
川口信用金庫
青木信用金庫
飯能信用金庫

■ 千葉県

千葉銀行
千葉興業銀行
京葉銀行
千葉信用金庫
銚子信用金庫
東京ベイ信用金庫
館山信用金庫
佐原信用金庫
房総信用組合
銚子商工信用組合
君津信用組合

■ 東京都

きらぼし銀行
東日本銀行
朝日信用金庫
興産信用金庫
さわか信用金庫
東京シティ信用金庫
芝信用金庫
東京東信用金庫
東栄信用金庫
亀有信用金庫
小松川信用金庫
足立成和信用金庫
東京三協信用金庫
西京信用金庫
西武信用金庫
城南信用金庫
昭和信用金庫
東京信用金庫
城北信用金庫
瀧野川信用金庫
巣鴨信用金庫
青梅信用金庫
多摩信用金庫

文化産業信用組合
青和信用組合
中ノ郷信用組合
大東京信用組合
第一勧業信用組合

■ 神奈川県

横浜銀行
神奈川銀行
横浜信用金庫
かながわ信用金庫
湘南信用金庫
川崎信用金庫
平塚信用金庫
さがみ信用金庫
中米信用金庫
中浜信用金庫
横浜市信用保証協会

■ 新潟県

第四銀行
北越銀行
大光銀行
新潟信用金庫
長岡信用金庫
三条信用金庫
新発田信用金庫
柏崎信用金庫
上越信用金庫
新井信用金庫
村上信用金庫
加茂信用金庫
新潟縣信用組合
はばたき信用組合
協栄信用組合
糸魚川信用組合
新潟県信用保証協会

■ 富山県

北陸銀行
富山銀行
富山第一銀行
富山信用金庫
高岡信用金庫
新湊信用金庫
にいかわ信用金庫
氷見伏木信用金庫
砺波信用金庫
石動信用金庫
富山県医師信用組合
富山県信用組合
富山県信用保証協会

■ 石川県

北國銀行
金沢信用金庫
のと共栄信用金庫
はくさん信用金庫
興能信用金庫
金沢中央信用組合
石川県医師信用組合
石川県信用保証協会

■ 福井県

福井銀行
福邦銀行
福井信用金庫
敦賀信用金庫
小浜信用金庫
越前信用金庫
福井県信用保証協会

■ 山梨県

山梨中央銀行
甲府信用金庫
山梨信用金庫
山梨県民信用組合
都留信用組合
山梨県信用農業協同組合連合会
山梨県信用保証協会

■ 長野県

八十二銀行
長野銀行
長野信用金庫
松本信用金庫
上田信用金庫
諏訪信用金庫
飯田信用金庫
アルプス中央信用金庫
長野県信用組合
長野県信用保証協会
長野県信用農業協同組合連合会

■ 岐阜県

大垣共立銀行
十六銀行
岐阜信用金庫
大垣西濃信用金庫
高山信用金庫
東濃信用金庫
関信用金庫
八幡信用金庫
岐阜商工信用組合
飛騨農業協同組合
飛騨信用組合
益田信用組合
めぐみの農業協同組合
岐阜県信用保証協会
岐阜市信用保証協会

■ 静岡県

静岡銀行
スルガ銀行
清水銀行
静岡中央銀行
しずおか焼津信用金庫
静清信用金庫
浜松磐田信用金庫
沼津信用金庫
三島信用金庫
富士宮信用金庫
島田掛川信用金庫
富士信用金庫
遠州信用金庫
静岡県医師信用組合
静岡県信用農業協同組合連合会
静岡県信用農業協同組合連合会
静岡県信用保証協会

■ 愛知県

愛知銀行
名古屋銀行
中京銀行
愛知信用金庫
豊橋信用金庫
岡崎信用金庫
いちい信用金庫
瀬戸信用金庫
半田信用金庫
知多信用金庫
豊川信用金庫
豊田信用金庫
碧海信用金庫
西尾信用金庫
尾西信用金庫
中日信用金庫
東春信用金庫
愛知県医師信用組合
豊橋商工信用組合
愛知県中央信用組合
愛知県信用保証協会
名古屋市信用保証協会

■ 三重県

三重銀行
百五銀行
第三銀行
北伊勢上野信用金庫
桑名三重信用金庫
紀北信用金庫
三重県信用保証協会

■ 滋賀県

滋賀銀行
滋賀中央信用金庫
長浜信用金庫
湖東信用金庫
滋賀県信用組合

■ 京都府

京都銀行
京都信用金庫
京都中央信用金庫
京都北都信用金庫
京都信用保証協会

■ 大阪府

関西みらい銀行
関西泉州銀行
大阪信用金庫
大阪シティ信用金庫
大阪商工信用金庫
永和信用金庫
北おおさか信用金庫
枚方信用金庫

■ 兵庫県

但馬銀行
みなと銀行
神戸信用金庫
姫路信用金庫
播州信用金庫
兵庫信用金庫
尼崎信用金庫
日新信用金庫
淡路信用金庫
但馬信用金庫
西兵庫信用金庫
中兵庫信用金庫
但陽信用金庫
兵庫県信用組合
淡路信用組合
兵庫県信用農業協同組合連合会
兵庫県信用保証協会

■ 奈良県

南都銀行
奈良信用金庫
大和信用金庫
奈良中央信用金庫
奈良県信用保証協会

■ 和歌山県

紀陽銀行
新宮信用金庫
きのくに信用金庫

■ 鳥取県

鳥取銀行
鳥取信用金庫
米子信用金庫
倉吉信用金庫
鳥取県信用保証協会

■ 島根県

山陰合同銀行
島根銀行
しまね信用金庫
日本海信用金庫
島根中央信用金庫
島根益田信用組合
島根県信用保証協会

■ 岡山県

中国銀行
トマト銀行
おかやま信用金庫
水島信用金庫
津山信用金庫
玉島信用金庫
備北信用金庫
吉備信用金庫
備前日生信用金庫
笠岡信用組合

■ 広島県

広島銀行
もみじ銀行
広島信用金庫
呉信用金庫
しまなみ信用金庫
広島市信用組合
広島県信用組合
両備信用組合

■ 山口県

山口銀行
西京銀行
秋山口信用金庫
西中国信用金庫
東山口信用金庫
山口県信用組合
山口県信用保証協会

■ 徳島県

阿波銀行
徳島大正銀行
徳島信用金庫
阿南信用金庫

■ 香川県

百十四銀行
香川銀行
高松信用金庫
観音寺信用金庫
香川県信用組合
香川県信用保証協会

■ 愛媛県

伊予銀行
愛媛銀行
愛媛信用金庫
宇和島信用金庫
東予信用金庫
川の江信用金庫
愛媛県信用保証協会

■ 高知県

四国銀行
高知銀行
幡多信用金庫
高知県信用保証協会

■ 福岡県

福岡銀行
福岡銀行
西日本シティ銀行
北九州銀行
福岡中央銀行
福岡信用金庫
福岡ひびき信用金庫
大牟田柳川信用金庫
筑後信用金庫
飯塚信用金庫
田川信用金庫
大川信用金庫

■ 佐賀県

佐賀銀行
佐賀共栄銀行
唐津信用金庫
佐賀信用金庫
伊万里信用金庫
九州ひぜん信用金庫
佐賀東信用組合
佐賀西信用組合
佐賀県信用保証協会

■ 長崎県

十八親和銀行
長崎銀行
たちばな信用金庫
長崎三愛信用組合
西海みずき信用組合
長崎県信用保証協会

■ 熊本県

肥後銀行
熊本銀行
熊本信用金庫
熊本第一信用金庫
熊本中央信用金庫
天草信用金庫
熊本県信用組合

■ 大分県

大分銀行
豊和銀行
大分信用金庫
大分みらい信用金庫
日田信用金庫
大分県信用組合
大分県信用保証協会

■ 宮崎県

宮崎銀行
宮崎太陽銀行
宮崎第一信用金庫
延岡信用金庫
高鍋信用金庫
宮崎県信用保証協会

■ 鹿児島県

鹿児島銀行
南日本銀行
鹿児島信用金庫
鹿児島相互信用金庫
鹿児島興業信用組合
鹿児島県信用保証協会

■ 沖縄県

琉球銀行
沖縄銀行
沖縄海邦銀行
コザ信用金庫
沖縄県信用保証協会



『TKCモニタリング情報サービス通信』Vol.34

発行日 令和2年12月28日

発行所 株式会社 **TKC** 営業本部

東京都新宿区揚場町2-1 軽子坂MNBビル5F

本誌に関するお問合せ(部数追加・送付先変更等)

TEL : 03-3267-0622(金融機関専用ダイヤル)

E-MAIL : fintech.banks@tkc.co.jp

担当 : 高橋・酒井・東城